

令和2年度働き方改革推進強化月間 実施方針（概要）

1 趣旨・目的

- 働き方改革は、全ての職員が能力を最大限に発揮し、限られた時間で効率良く高い成果を上げることにより、政策や行政サービスの質を向上させ、職員のワークライフバランスも実現させることが究極の目的。
- これまで、超過勤務縮減・休暇取得促進等の取組を実施。職員アンケートによれば、意識改革は相当程度進んでいる一方、新技術の活用や不要業務の見直しなどの具体的業務の効率化についての取組は必ずしも十分でないとの評価。新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、今後は、非常時における業務継続（BCP）の観点も加え、いかなる事態にあっても必要な業務を効率良く遂行できる体制を整備することが重要。
- ⇒ 従来「ワークライフバランス推進強化月間」として実施してきた働き方改革の集中取組期間は、本年度以降は「働き方改革推進強化月間」と名称変更し、各府省等は、業務継続とワークライフバランス推進の両面から、当該期間において、特に業務見直し等の取組を集中的に行い、年間を通じた取組の契機とする。
本年度は、各府省等が、新型コロナウイルス感染症対応として取り組んできた出勤回避時の業務実施状況を検証し、行政サービスの安定的提供を可能とし、非常時における業務継続に資する「業務効率化」や「テレワークの推進」の本格的な着手に特に重点を置いて取り組むことを通じ、コロナ後の新しい働き方への移行を開始するために実施する。

2 実施概要

- ・ 期間：7月から9月までの間で少なくとも1か月間（例：7月15日～9月14日、8月1日～8月31日）
- ・ 実施対象：全ての府省等（地方機関等を含む）
- ・ 取組内容：全府省等共通取組事項に加えて、各府省等や各職場において実情に応じた独自の取組を実施

<特に重点的に実施する取組>

- ◎ 出勤回避時の業務実施状況を検証し、以下を含む改善策を策定した上で、取組に着手
 - ① 業務の見直し等
 - ・ 「業務見直し（不要業務廃止、業務プロセス抜本見直し）」、「押印・書面提出の廃止」等の着実な推進
 - ② 意思決定プロセスのICT化
 - ・ ウェブ会議等による幹部説明・府省間調整の実施・習熟
 - ③ テレワーク・フレックスタイム制の推進
 - ・ テレワークを可能とする業務プロセスの構築の検討、テレワークに係る府省内システム環境の計画的整備、執務資料の電子化
 - ・ フレックスタイム申請手続のシステム化 等
- 取組の意義について、大臣、事務次官等からの強力なメッセージの発信

【共通取組事項】

<その他の取組>

- 仕事と子育てを両立できる環境整備の一層の促進
 - ・ 「男性職員の育児に伴う休暇・休業」の1か月以上の取得に向けた周知・取得促進等
- 超過勤務の縮減
 - ・ 上限規制の導入を踏まえ、超過勤務実績のリアルタイム（日ごと）での把握方策等の検討
- 休暇（年次休暇・夏季休暇）の計画的な取得

※ 【共通取組事項】については、月間終了後にフォローアップし、好事例を横展開